

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和8年5月12日(火) 午後1時30分から午後2時20分
場所 県民会館601号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、田子泰彦、中井隆行、堀井律子
(欠席委員：立野義弘)

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

角眞委員、堀井委員

6 県職員等

水産漁港課 堺課長、南條副主幹、藤島技師

7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課兼務)

8 付議事項(議題)

(1) 令和8年度アユ解禁日について(報告)

県水産漁港課の藤島技師から、資料1により「令和8年度アユ解禁日について」説明があった。

県内の漁業権の設定されている河川(以下、漁業権河川)における竿釣りでのアユ漁については、黒部川で平成17年から平成26年にかけて他の河川よりも解禁日が早く設定されていたが、平成27年以降は令和7年まで県下で統一して6月16日の午前5時に解禁としていた。令和7年4月に県の漁業調整規則が改正され、アユの採捕禁止期間が短縮されたことに伴い、今年度は、遊漁規則を改正した漁協・漁連においてアユの解禁日が前倒し可能となり、漁業権河川においてアユの解禁日が異なる年となる。

各漁協へ解禁日時について照会したところ、竿釣りについては、黒部川では6月1日午前0時、神通川では6月13日午前5時、庄川では6月1日午前5時に解禁され、それ以外の漁業権河川については、従前どおり6月16日午前5時の予定と聞いている。一方、網類の解禁日時については、庄川では6月6日正午と前倒しされたが、それ以外の漁業権河川については従前どおり6月21日正午の予定となっている。

一方、県内の漁業権の設定されていない河川（以下、非漁業権河川）においては、令和6年までは漁業権河川に合わせた日時での解禁としていたが、令和7年からは県の漁業調整規則が改正されたことにより、6月1日から解禁されている。

- 田子委員から、解禁日の公表について、内水面漁業協同組合連合会（以下、内水面漁連）による新聞広告と県によるプレスリリースの予定日はいつか質問があった。
- 藤島技師から、内水面漁連による北日本新聞への解禁日の掲載は5月31日の予定と聞いており、県からのプレスリリースは、新聞への掲載の後に実施したいと考えているとの回答があった。
- 田子委員から、当漁連では、2月の理事会で解禁日を決定しているが、県が公表する前や内水漁連による新聞掲載の前に、漁連独自に公表するのは良くないと思い、控えていたが、漁連のホームページ等で対外的に解禁日を示しても良いか、質問があった。
- 前田課長から、次のとおり説明があった。解禁日の対外的な公表について、水産漁港課でも議論しているところであるが、漁業権河川については各漁協が解禁日を定めて公表することとなっており、多くの漁協で北日本新聞に掲載して公表することを各漁協の遊漁規則等で定めている。そのため、北日本新聞に掲載されて正式に公表される前に、県から先に公表することは適切でないのではないかと考えていた。こうしたことから、内水漁連による新聞掲載のタイミングが少し早くなれないかと考えている。そうすれば、県のプレスリリースのタイミングも早めることができ、遊漁者の方々に前もってアナウンスできる。
- 田子委員から、次のとおり意見があった。庄川では6月1日が解禁で、その前日に、解禁日は翌日ですと公表されるようなことは通常あり得ないこと。せめて、10日前ぐらいには公表していただきたい。現在も、解禁日の問い合わせに対してはお答えしているが、少しでも公表を早めていただきたい。県のプレスリリースだけでもタイミングを早くしていただきたい。
- 中井委員から、次のとおり意見があった。昨年度もマスコミが取材により、解禁日が前倒しされる記事を掲載しており、公表のタイミングが遅くなると、リリースする前に、そういった解禁日に関連した記事が各社からバラバラに出されて混乱することが想定される。また、小矢部川の解禁日はなぜ遅いのかといった批判が出兼ねないと危惧している。

- 田子委員から、解禁日については県がプレスリリースを出した後に、各漁協でも公表するものと理解していたが、庄川漁連のホームページに前もって解禁日を示すようにしたいが、それで問題ないか質問があった。
- 前田課長から、問題ないと回答があった。
- 東会長代理から、神通川の今年の解禁日が前倒しになることについて、しばらく前から漁協のホームページに掲載しているとの発言があった。
- 東会長代理から、次のとおり意見があった。県の内水面漁連では、県のプレスリリースが出ていない状況で、新聞広告は出せないと理解していただけないか。解禁日の前日の新聞掲載やプレスリリースでは、宣伝効果が非常に低いことから、県のプレスリリースだけでも早くしていただけないかと思う。
- 堺課長から、内水漁連の解禁日の新聞掲載について、1週間早めることはできないのか、質問があった。
- 東会長代理から、内水漁連の立場としては早めることは問題ないが、新聞の紙面が確保できるか、また、県のプレスリリースの前にやっても良いのか、という点が気になる場所である、と回答があった。
- 堺課長から、県が解禁日を決めているものではないので、できれば、新聞掲載と同日に県のプレスリリースができれば良いと考えており、解禁の1週間前ぐらいに前もってできれば良いと思う、と意見があった。また、5月31日の新聞掲載について、なぜその日に実施するのか質問があった。
- 東会長代理から、前の年の状況をイメージしたまま、例年の時期に掲載する予定となったのではないかと回答があった。
- 田子委員から、昨年度は県のプレスリリースが5月9日に出されていたとの発言があった。
- 竹野会長から、次のとおり意見があった。県からのプレスリリースはさすがに解禁日の前日というのは遅すぎるので、1番早い解禁日の6月1日の1週間から10日程度前に行っていただきたい。内水面漁連による新聞への解禁日の掲載は、それはそれでやっていただき、県のプレスリリースと同日になるのが望ましいが、県のプレスリリースを先に実施するのも良いのではないかと思う。遊漁者の立場を考えていただき、前もって周知していただきたい。

(2) 令和8年度アユ種苗放流計画について（報告）

県水産漁港課の藤島技師から、資料2-1及び2-2に基づき説明があった。今年度の増殖目標量は、令和7年度の6割にまで減らしているが、本年度の富山県下全体におけるアユ種苗放流計画は31,610kgを予定しており、令和7年度比89%となっている。半数以上の河川では令和7年の放流実績と同等以上の計画数量となっているが、豪雨災害のあった河川では今年度の計画数量が減少してい

る。増殖目標量は減少したが、県では自主放流に対する支援も行っていることから、活用していただき、魅力ある内水面の漁業の振興に繋げていただきたい。放流に占める県内産種苗は令和7年度には70.1%であったが、令和8年度の放流計画では67.0%となっている。

富山県におけるアユ種苗放流量と県内産種苗の割合の推移を示したが、近年の県内におけるアユ種苗放流量は35～36トン前後で推移しており、種苗放流に占める県内産種苗の割合は、平成24年以降は70%前後で推移している。

県水産研究所では、毎年、アユ遡上調査を行っており、5月7日と5月8日に庄川と熊野川で調査を実施している。水産研究所の担当者によると、尾数は例年よりも多く、全長や体重は例年よりも小型であった。これまで調査を実施してきた熊野川の過去のデータと比較すると、今年のアユは小型であるが遡上量が多いとのことであった。

また、水産研究所による令和8年度のアユ遡上量予測では、前年10月の富山湾の表層海水温が平年よりも高く、前年12月と今年1月のカタクチイワシの漁獲量が平年より少なく、いずれもプラス要因であることから、今年のアユの遡上量は平年より多いと予測している。

- 田子委員から、次のとおり質問があった。人工種苗について県内産と県外産に分けられているが、県内産とはどのようなアユが該当するのか？一時的に県外の施設に飼育を移管していた魚を県内に戻して飼育してから放流する場合があるが、そのような魚は県内産と扱っても良いのか確認したい。県外から入手した稚魚をそのまま放流した場合に県外産となるのか？
- 藤島技師から、最後に県内で飼育したのであれば県内産との理解で良いとの回答があった。
- 田子委員から、県の内水面振興計画でもアユの地場産率が目標値として設定されているが、中間飼育がどこであっても、県内で飼育してから放流すれば、地場産（県内産）と認識しても良いか、また、県外産とは県外で育てられた稚魚を購入してそのまま放流したものとの理解で良いか、確認があった。
- 南條副主幹から、その考え方で問題ないとの回答があった。
- 田子委員から、次のとおり情報提供があった。5月7日に水産研究所に庄川でも調査をしてもらったが、その際には多くのアユがいたが、本日の現場の状況ではアユがあまりいないとの情報であった。河川が増水しているとアユがかたまって獲れやすいことが関係しているのかもしれない。
- 東会長代理から、次のとおり説明があった。庄川や神通川のような規模の大きな河川では投網で採捕することが難しく、実態を把握するのが難しいのではないかと。監視員の話では、今年度の神通川では、遡上の第1陣が4月にあり、その後も遡上魚の次の群れが来ているが、サイズは小さくなったとのことである。

(3) 漁業権切替のスケジュールについて（情報提供）

県水産漁港課の藤島技師から、資料3-1及び3-2に基づき説明があった。

漁業権切替までの流れについて改めて説明する。漁業権を設定する場合、免許権者である県知事は免許の内容である、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等を定め、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間等を定めて公示することとなっており、これらの一連の流れを「漁場計画の樹立」という。漁場計画は漁業法に基づき、現漁業権の存続期間の満了日又は免許予定日の3か月前までに必ず漁場計画を樹立し、これを公示しなければならない。今回は、本年4月24日に漁場計画の公示を行い、各市町村や漁業権者へお伝えしている。

公示後、漁業権希望者は県に申請を行い、知事は適格性を審査し、内水面漁場管理委員会に諮問後、答申を受けたのち、免許交付を行う手続きとなり、申請の期間は5月16日から6月30日までとしていることから、5月14日に申請者向けの説明会を開催することとしている。次回の7月末に開催する委員会において、免許について諮問させていただく予定である。

令和2年の漁業法改正以降の初めての漁業権の免許更新となることから、水産庁からは、新たな内水面漁場計画の作成に係る留意点等について通知が出されており、県ではこれに基づき、チェックシートも活用しながら、免許の適格性の審査等を実施していく。

- 田子委員から、次のとおり質問があった。免許申請の書類は多いが、これまで県に事前確認を何度もお願いして来た。今後は大きな変更はないという理解で間違いないか確認したい。
- 藤島技師から、行使規則及び遊漁規則について、3月に事前協議が終了した旨をお伝えしていると思うが、そこから変更がないのであれば、そのまま提出していただくので問題ない、と回答があった。
- 田子委員から、申請書に係る書類は多いが、郵送で提出すればよいのか確認があった。
- 藤島技師から、免許申請の書類は漁協や漁連の所在する市町村へ提出して、そこを経由して、県へ提出していただきたい、と回答があった。
- 田子委員から、市へ提出する期間が5月16日から6月30日という理解で良いか、確認があった。
- 藤島技師から、その認識で間違いない、との回答があった。
- 中井委員から、漁協の地区が複数の市町に跨る場合には、どこへ提出するか質問があった。
- 藤島技師から、漁協の事務所の所在する市町に提出をお願いしたいと回答があった。

(4) その他

- 中井委員から、アユの解禁日について、来年度は各漁協の判断でバラバラになる可能性があると思うが、庄川や神通川でも、また見直しされる可能性はあるのか、質問があった。
- 田子委員から、今年度は県が規則を改正して、禁止期間が短縮されたことから、最も早い6月1日に解禁日を設定したが、今年度の状況を踏まえて、来年度変更することは十分にあり得ると考えている、と回答があった。
- 中井委員から、放流種苗としている琵琶湖産種苗の入手時期がどのようになるか不透明であり、どのように来年度解禁日を設定するか、参考とさせていただきたいので、また来年度の、他の河川状況について教えていただきたい、との発言があった。
- 東会長代理から、神通川では解禁日を毎年第2土曜日としていく予定としており、これからはばらばらではなく毎年1日ずつ解禁日を早くする一方で、網漁については、あまり早い解禁日としても小さなアユしかおらず、以前同様に21日のまま据え置きとしたが、来年度以降、毎年の理事会で協議して決めて行きたい、との説明があった。
- 東会長代理から、来年度は県内各漁協で解禁日を前倒しすることが予想されることから、県内で統一的な日とするのか議論もあると思うが、その際には、神通川での解禁日もどのようにするか検討の余地はあると思う、との意見があった。

(5) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和8年7月30日（木）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年5月12日

議 長

署名委員

署名委員
